



子どもの貧困を考える ネットワークニュース

2021年3月号

隔月発行

発行：子どもの貧困問題

大阪ネットワーク理事会

第5回総会を文書にて開催しました (2020年1月～12月度)

私どもネットワークは例年2月初旬に「総会」を開催し、過ぎし1年のまとめ報告と、これらを踏まえ次年度活動方針を定めてまいりましたが、大阪でのコロナ感染者の拡大や重症者・死者数の増大など、終息の見通しの立たない中で、通年並みの総会開催は困難と理事会にて判断しました。

会員のみなさまには、2月17日付で議案書を送付させていただき、22日までにご意見などを求めたところ、5名よりメール・FAXにていただきました

つきましては、2月26日(金)の理事会にて、それらの意見を確認し、議案の補強をさせていただきました。(※すべての議案に対し、反対などの意見はありませんでした)

なお、補強部分について、後記の記事にて紹介しておりますのでご確認ください。

第5回総会議案を補強(2/26理事会にて)

第1号議案《子どもを取り巻く情勢》

＜教育＞○生活の背景 *7行目

ストレスはSNSをはじめ対人関係を…

＜学童保育＞ *9行目～

学童保育の担い手である指導員の多くは非正規雇用です。民間事業者の正規雇用であっても、事業委託が3年・5年毎に事業者選定が行われるなど、不安定な雇用となっている。また、保育労働者が他産業に比べ賃金が低いと同じように、学童保育指導員も同じで、非正規雇用であるためさらに賃金は低く、労働条件も未整備な状況となっており、労働条件の改善が全国的な課題とされている。

＜医療・健康格差＞*11行目～

保険医協会・大阪府歯科保険医協会が大阪府下の公立・私立の小中高校を対象に2019年に各学校の養護教諭に実施した「学校健診後治療アンケート調査」では、受診が必要であると勧告されたにもかかわらず…

第2号議案《活動方針案》に対する質問

Q. ワーキンググループで「子ども食堂」「学習支援」を重点にしているのはなぜか？

A. 活動方針は規約4条に則って進めております(※裏面に規約を掲載しています)

Q. 役員・事務局の体制強化とは具体的にどういうことか？

A. 現在ネットワークは府内の労働組合・民主団体へよびかけ、理事及び事務局の体制を確保しています。一方で、ネットワークの専従者がいないため、万事各活動の合間での取り組みとならざるをえません。各理事の団体・個人の活動を、ネットワークの活動につなげる専従者の確保が求められています。

— 新規・継続加入のお願い —

◎子どもの貧困問題大阪ネットワークは、団体・個人会員の会費で運営しています。ぜひともご協力ください。

年会費：団体会員 1口 5,000円

個人会費 1口 1,000円

子ども貧困ネット活動紹介

子ども貧困問題大阪ネットワークでは、①調査活動 ②子ども食堂 ③学習支援活動 ④医療の4つのワーキンググループを軸に子どもの貧困の実態を掴み、発信し、自治体との交渉、政策提言を行っています。

現在、各団体の取り組みなどを交流し、コロナ禍でできる活動について検討しております。

【今後の日程】

★ 理事会 4/23(金)

★ 2020年度全体会議特別記念講演 5/29(土)

講師：小野田 正利さん(大阪大学名誉教授)

テーマ「大阪の学校の10年

～子どもはテスト漬け、教師を数値管理～」

ニュースに関する問い合わせ

niki@osaka-jichiroren.jp

子どもの貧困問題大阪ネットワーク規約

- 第1条 (名称) このネットワークは、「子どもの貧困問題大阪ネットワーク」と称する。
- 第2条 (事務所) このネットワークの事務所を大阪市内に置く。
- 第3条 (目的) このネットワークは、貧困の世代間連鎖を断ち切り貧困の解消のために、大阪府と自治体へ子どもの貧困対策推進法及び子どもの貧困対策大綱の具体的施策の実施への政策提言を行う。
- このネットワークに参加する団体・個人の活動交流及び各地域・分野における子どもの貧困に関わる活動の連携をはかる。ネットワークとして可能な事業を実施する。
- 第4条 (事業) このネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 「子どもの貧困問題」に関する実態を把握するための調査活動と自治体への施策提言
 - (2) 自治体への学習支援事業実施の要請及び提言
 - (3) 「子ども食堂」などそれぞれの地域で進められている諸取り組みとの関係づくりと可能な支援
 - (4) 子どもの生活・教育に関わる相談体制と参加団体・個人による相談活動
 - (5) その他必要と認める事業
- 第5条 (構成) このネットワークは目的(第3条)に賛同する団体・個人によって構成する。
- 第6条 (性格) このネットワークは各構成員の活動の特徴が反映され自主性が活かされるよう配慮した協議体とする。
- 第7条 (会議) このネットワークに構成員による全体会議及び役員による理事会を置く。
- 2 全体会議はこのネットワークの意思決定の場であり、理事会は活動を統括し、活動案を全体会議に提案する。理事会・全体会議は必要に応じて適宜開催する。会議は出席者の過半数により議決する。
- 第8条 (役員) このネットワークに次の役員をおく。
- 理事長：1名、副理事長：2名、理事：若干名、会計：1名 会計監査：2名
- 第9条 (役員の選出) 役員は、構成員の互選とし全体会議において選出する。
- 第10条 (役員の任期) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 第11条 (役員の任務) 理事長は、ネットワークを統括し、理事会及び全体会議を招集する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は、本会の会計を担う。
- 第12条 (顧問及び参与) このネットワークに顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会が全体会議に推薦し決定する。
- 第13条 (財政) このネットワークの運営は、構成員から徴収する会費、随時の寄付金及び協賛金で賄う。
- 第14条 (事業年度) このネットワークの事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 第15条 (その他) この会則の施行にあたり必要な事項は理事長が全体会議にはかつて別に定める。
- 2 会則の変更にあたっては全体会議で決定する。
- 付則
- 1 本会則は、2016年9月24日より施行する。
 - 2 会費は、年間、団体会員1口5,000円、個人会員1口1,000円とする。
 - 3 寄付及び協賛金は随時協力を依頼する。